

検討を深めるべき論点について

平成26年2月26日
資源エネルギー庁

目次

- 1. 経営効率化の織り込みについて P 2
- 2. スマートメーター関連費用の織り込みについて P12
- 3. LNGに関する査定について P17

1. 経営効率化の織り込みについて

1. 経営効率化の織り込みについて(論点)

- 中部電力は申請原価上、設備投資及び修繕費等には資機材・役務調達の単価を東日本大震災前の水準を適用すること等により、10.31%(うち子会社・関係会社分0.31%)の効率化を織り込んでいるが、先行他社における査定方針を踏まえ、どのように評価するか。

※効率化を織り込んでいる費用の範囲は設備投資、修繕費、固定資産除却費、廃棄物処理費、委託費、普及開発関係費、研究費、養成費等となっており、先行他社の考え方と同じ。

※削減前価格は平成25年度設計値(=同設計値に用いた単価は震災前の水準)を適用しており、先行他社の考え方と同じであるが、そもそもの削減前価格が先行他社と同等と言えるか。

※トーエネックにおける不適切な事象との関係で出向者への給与負担は発注価格から適切に控除されているか。また、子会社等への出向は調達の効率化に貢献しているか。

1. 経営効率化の織り込みについて(参考①)

<第8回電気料金審査専門小委事務局資料を加工>

申請事業者	原価への効率化織込み額	削減率	(削減率の算定方法)	削減前価格の考え方	対象費用
中部電力	申請10% (別途子会社等で0.31%)	5.2%	平成24年度実績における非恒常的な発注(例:西名古屋火力関連)を除いた効率化は設計値の5,383億円から280億円を削減(削減率5.2%) なお、平成24年度の調達コストの削減実績については中部電力が自らKPMGに委託し、調査した結果	平成25年度設計値(同設計値に用いた単価は震災前水準)	6,012億円 (設備投資、修繕費、委託費等でグループ取引含、削減前)
北海道電力	申請7% 認可10%	7.06%	特命案件として社内主管部より発注請求を受け、社内調達部門が算定した「設計値」から、競争発注に切り替えて得た「見積額」との差分から算出 平成21～23年度に特命発注から競争入札に変更した432件(対象額:約63億円)について自社で調査	平成25年4月(申請)時点の社内計画値	2,414億円 (修繕費、委託費等、削減前)
東北電力	申請7% 認可10%	3.0%	競争発注等により調達した物品に係る発注の設計値と落札額の差分から算出 平成21～24年度に特命発注から競争入札に変更した165件(対象額:約8億円)(うち、平均削減率▲3%を上回る42件(対象額:約4億円))について自社で調査	平成25年2月(申請)時点の社内計画値	3,260億円 (修繕費、委託費等、削減前)
四国電力	申請7% 認可10.5%	6.8%	競争発注等により調達した物品に係る発注の設計値と落札額の差分から算出 平成22～24年度に特命発注から競争入札に変更した16件(対象額:約3億円)について自社で調査	平成25年2月(申請)時点の社内計画値	1,778億円 (修繕費、委託費等、削減前)
関西電力	申請7% 認可10%	6.8%	競争発注等により調達した物品に係る発注の設計値と落札額の差分から算出 平成22～24年度に特命競争から競争入札に変更した251件について自社で調査	平成24年11月(申請)時点の社内計画値	5,150億円 (修繕費、委託費等、削減前)
九州電力	申請7.1% 認可10%	7.1%	競争発注等により調達した物品に係る発注の設計値と落札額の差分から算出 平成21～23年度に競争発注を行った17,230件について自社で調査	平成24年11月(申請)時点の社内計画値	3,256億円 (修繕費、委託費等、削減前)
東京電力	認可10%	10%	競争発注等により調達した物品に係る発注の設計値と落札額の差分から算出 「東京電力経営・財務調査委員会」で調査した結果	平成23年11月(緊急特別事業計画)時点の社内計画値	7,772億円 (修繕費、委託費等、削減前)

1. 経営効率化の織り込みについて(参考②)

- 電子式計器、機械式計器、計器取替工事費(1件あたり)、柱上変圧器及び送電線の単価について、中部電力と値上げ申請事業者6社(東京、関西、九州、東北、四国及び北海道)の平均単価を比較(電子式計器～計器取替工事費は23年度実績、柱上変圧器と送電線は平成25年1～3月の実績)。
- 調査方法は、中部電力及び6社に調査様式を送付し、各社の任意で諸項目を記入のうえ回答を得たもの。

(○:6社平均より安価、×:6社平均より高価)

品名・仕様		中部電力
電子式計器(新品)		×
機械式計器(新品)		○
機械式計器(修理品)		○
計器取替工事費(1件あたり)		×
柱上変圧器(1台あたり)	6kVトランス(容量10kVA)	○
	6kVトランス(容量20kVA)	○
送電線(1mあたり)	鋼心アルミより線(ACSR160)	○
	鋼心アルミより線(ACSR330)	○
	鋼心アルミより線(耐熱性)(TACSR330)	○



(留意事項)

- 電子式計器については、関西電力は、平成23年度購入実績がないことから、東京・九州・東北・四国・北海道の5社の平均単価との比較。
- 柱上変圧器は、各電力会社で仕様にはらつきがある。また、再利用等(一般に安価)を行っている事業者もあるが、上記は新品で比較している。
 - 四国電力の柱上変圧器は、耐用年数を長くするため、耐塩型と同仕様の溶融亜鉛めっき塗装がなされている。
 - 50Hz地域(東日本)で使用する変圧器の方が銅線・ケイ素鋼板の量が多く使用されており割高となる。
- 送電線は、調達毎の購入物量、アルミの市場価格に応じて価格が大きく変化する。また、メーカーの受注状況によっても価格が変動する。

1. 経営効率化の織り込みについて(参考③)

一般電気事業供給約款料金審査要領(平成25年12月5日改正) 抜粋

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第1節 基本的考え方

1. 電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、普及開発関係費(公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。)、寄付金及び団体費は原価算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの(交際費、政治献金、書画骨董等)については、原価算入を認めない。これらは、申請された原価に含まれる費用のうち、法令に基づき経済産業大臣がその費用の内訳に係る資料の提出を受けているもの(法第22条第1項の規定に基づき一般電気事業者等が届け出た料金その他の供給条件に係る購入電力料等)についても適用する。

2. 契約及び法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認する。

3. 資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行う。

4. 申請事業者の関係会社との取引に係る費用のうち、一般管理費等については、削減を求めることが困難であるものを除き、出資比率等を勘案し、申請事業者に求める効率化努力の水準と比較しつつ査定を行う。

5. 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの(相談役及び顧問等)に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設(社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。)に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価算入を認めない。

1. 経営効率化の織り込みについて(参考④)

電気料金審査専門小委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果

【関西・九州】

～基本的な考え方～

(1)、(2):略

(3) 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、以下の方針に基づき減額すべきである。

関西電力及び九州電力は、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず約7%の調達価格削減を織り込んで申請しているが、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け10%の調達価格削減を織り込んだ東京電力の例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用(※)を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額する。その際、両社が震災後に行った経営効率化の取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定する。(詳細は次のページ「経営効率化の織り込みについて」)

※コスト削減が困難な費用の例・・・市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等

(4) 更に、子会社・関係会社に対しても、本社並の経営合理化を求めるため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する。

(5)、(6):略

1. 経営効率化の織り込みについて(参考⑤)

電気料金審査専門小委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果

【関西・九州】

(経営効率化の織り込みについて)

- (1) 電力会社は、料金改定の有無にかかわらず、外部の知見も活用し、不断のコスト削減努力を行うべきであり、値上げにあたっては、客観的な第三者による効率化目標の設定が、料金に対する信頼を得る上で重要である。
- (2) 東京電力は、原子力損害賠償支援機構法に基づく賠償支払いに対する支援を受ける前提として、「東京電力経営・財務調査委員会」及び原子力損害賠償支援機構による徹底的なデュー・デリジェンスを実施した。その結果、料金認可申請においては、震災後10%の経営効率化目標を設定し、原価に織り込んだところである。
- (3) 今回、関西電力及び九州電力が、7%の効率化目標を設定し、原価を圧縮していることは評価できるが、自らの調査に基づく削減幅であり、第三者による徹底的な調査を経たものではない。また、関西電力からは、分野によっては過去15%の削減を行った事例もあるとの説明があった。このため、7%の目標をそのまま受け入れることは困難である。関西電力及び九州電力の効率化前のコスト水準が東京電力と同等であれば、東京電力において第三者による調査の結果設定された効率化目標数値である10%を、関西電力及び九州電力にも適用することが合理的である。
- (4) 調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について、関西電力及び九州電力と東京電力のものと比較した場合、消費者物価指数等により地域補正した金額は、コスト削減前の東京電力・関西電力・九州電力では概ね同様の水準であることが確認された。このことから類推するに、コスト削減前のコスト水準は、3社でほぼ同等であったと考えられる。このため、効率化目標数値10%を適用し、減額を行うべきである。

1. 経営効率化の織り込みについて(参考⑥)

電気料金審査専門小委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果

【東北・四国】

～基本的な考え方～

(1)、(2):略

(3) 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、以下の方針に基づき減額すべきである。

東北電力及び四国電力は、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず約7%の調達価格削減を織り込んで申請している。

関西電力、九州電力からの申請においては、自らの調査に基づき7%の調達価格削減を織り込んで申請していたが、調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることを確認した上で、東京電力が「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け10%の調達価格削減を織り込んだ例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用(※)を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額査定したところである。その際、両社が震災後に行った経営効率化の取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定したところである。

東北電力及び四国電力からの申請についても、基本的には関西電力、九州電力からの申請と同様の考え方を適用し査定を行うべきである。東北電力については、委託人件費の水準や被災3県を中心に資材費や人件費が上昇傾向にあること等に鑑み、東京電力、関西電力、九州電力と同様、震災前の価格水準から10%の調達価格削減を求めることが適当である。四国電力については、競争入札比率が他電力と比較して低いこと、従来型の電子式計器の調達価格が震災後においても東京電力と比較して大幅に高かったこと、地域補正後の委託人件費についても東京電力のものと比較して0.5%程度割高となっていることなどから、一段の効率化努力を求め、震災前の価格水準から10.5%の調達価格削減を求めるべきである。

※コスト削減が困難な費用の例・・・ 市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、
公租公課 等

1. 経営効率化の織り込みについて(参考⑦)

電気料金審査専門小委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果

【東北・四国】

(4) 更に、子会社・関係会社に対しても、本社並の経営合理化を求めため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ、本社と同様に東北電力は10%、四国電力は10.5%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する。

(5)、(6):略

【北海道】

～基本的な考え方～

(1)、(2):略

(3) 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、以下の方針に基づき減額すべきである。

北海道電力は、東北電力及び四国電力と同様に、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず約7%の調達価格削減を織り込んで申請している。

関西電力、九州電力からの申請においては、自らの調査に基づき7%の調達価格削減を織り込んで申請していたが、調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることを確認した上で、東京電力が「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け10%の調達価格削減を織り込んだ例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用(※)を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額査定したところである。その際、両社が震災後に行った経営効率化の取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定したところである。

1. 経営効率化の織り込みについて(参考⑧)

電気料金審査専門小委員会(東京・関西・九州・東北・四国・北海道)における検討結果

【北海道】

東北電力及び四国電力からの申請についても、基本的には関西電力、九州電力からの申請と同様の考え方を適用し査定を行うべきとした上で、四国電力については、23年度の競争発注比率が4%程度と他社と比較して低い水準にあることや、従来型の電子式計器の調達価格が震災後においても東京電力と比較して大幅に高かったことが明らかになっており、また、地域補正後の委託人件費についても東京電力のものと比較して0.5%程度割高であると考えられることから、10.5%の調達価格削減に満たない場合に、未達分を減額査定すべきであるとした。東北電力については、被災3県を中心に資材費や人件費が上昇傾向にあるものの、委託人件費の水準は概ね同様であることから、東京電力、関西電力、九州電力と同様、震災前の価格水準から10%の調達価格削減を求めることとした。

北海道電力からの申請についても、基本的には関西電力、九州電力からの申請と同様の考え方を適用し査定を行うべきである。調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることが確認できたため、東京電力、関西電力、九州電力と同様、震災前の価格水準から10%の調達価格削減を求めることが適当である。

※コスト削減が困難な費用の例・・・市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、
公租公課 等

(4) 更に、子会社・関係会社に対しても、本社並の経営合理化を求めるため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する。

(5)、(6): 略

2. スマートメーター関連費用の織込について

2. スマートメーター関連費用の織込について(論点)

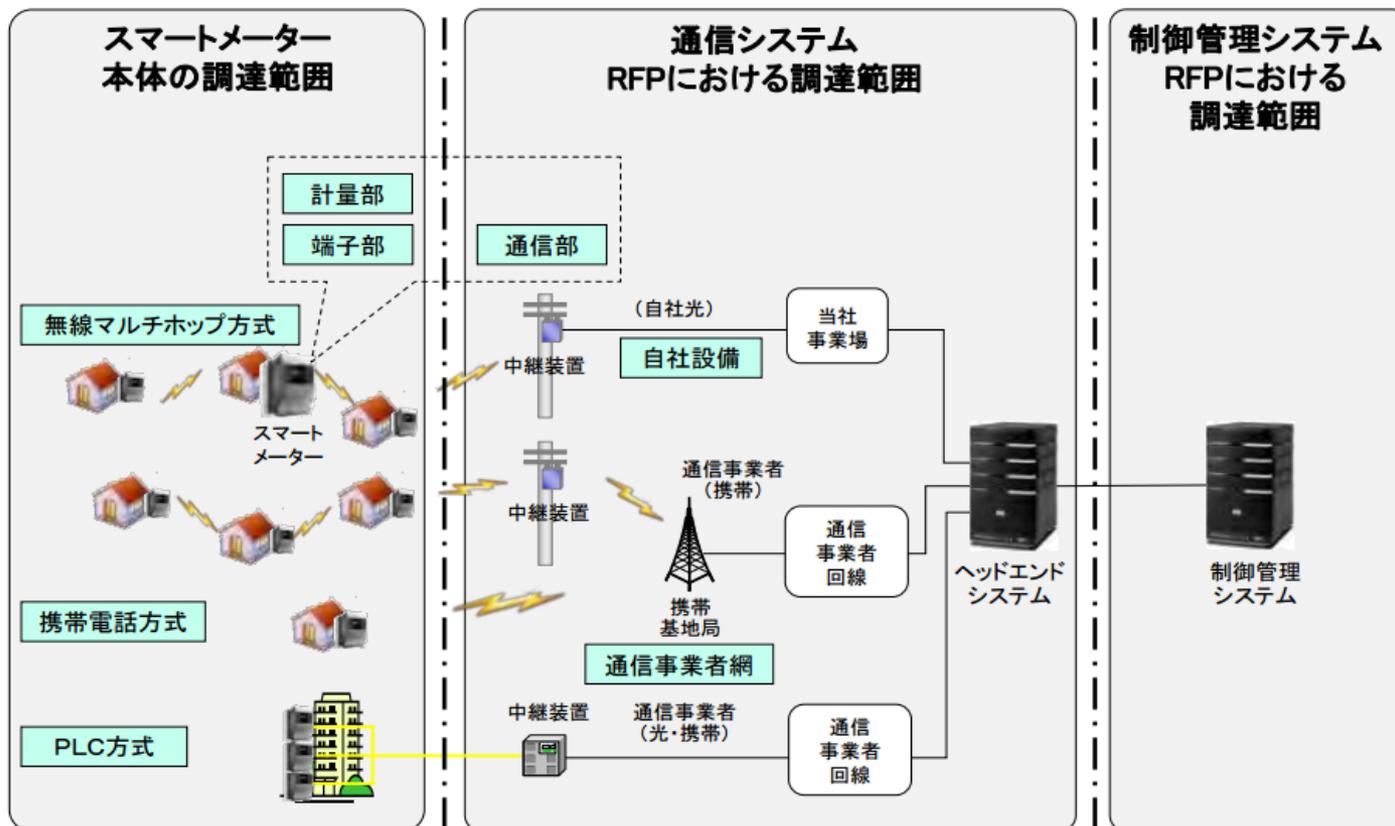
- スマートメーター関連費用については、電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書(平成24年3月)において、「効率的な調達観点からオープンな形で実質的な競争がある入札を行うことを原則とし、料金算定プロセスにおいて、入札を経たものは、落札価格を適正な原価とみなし、入札を経ない場合においては、例えば、入札した場合に想定される価格を基準として査定を行うことが適当である」とされている。

①RFPを踏まえた計画の見直しと、料金査定への反映について

- 中部電力は、スマートメーター本体および関連するシステムの調達等について、「仕様の標準化を図り、公正・公平を確保したうえで、提案募集(RFP)などを通じて、オープンな形で実質的に競争のある調達により調達コストの削減を図る」ことを表明し、具体的な調達手続きを進めている。
- 通信システムの開発、制御管理システムの運用保守に係る費用については、申請時点ではRFPの結果が出ていなかったため、申請においては、RFP実施前の中部電力の想定に基づく積算に、一定の効率化を見込んだ額を算定し、原価に織り込まれている。
- 他方、いずれも、既に相手先の選定・契約に至っており、この結果、単価の見直しのみならず、提案を踏まえた仕様の見直しが予定されている。具体的には、自社光ケーブルの設置及び維持管理に要する費用の減や、事業者回線を活用による通信費用の増などが見込まれるとされている。
- スマートメーター関連費用については、「入札を経たものは、落札価格を適正な原価とみなし、・・・」とされているが、RFPの結果を、料金原価上、どのように取り扱うべきか。例えば、RFPの結果を踏まえた関連費用の再算定を行い、申請原価を下回る場合には、料金原価から減額することが考えられるが、申請原価を上回る場合には、どのように取り扱うべきか。

2. スマートメーター関連費用の織込について(論点)

【再算定のイメージ】



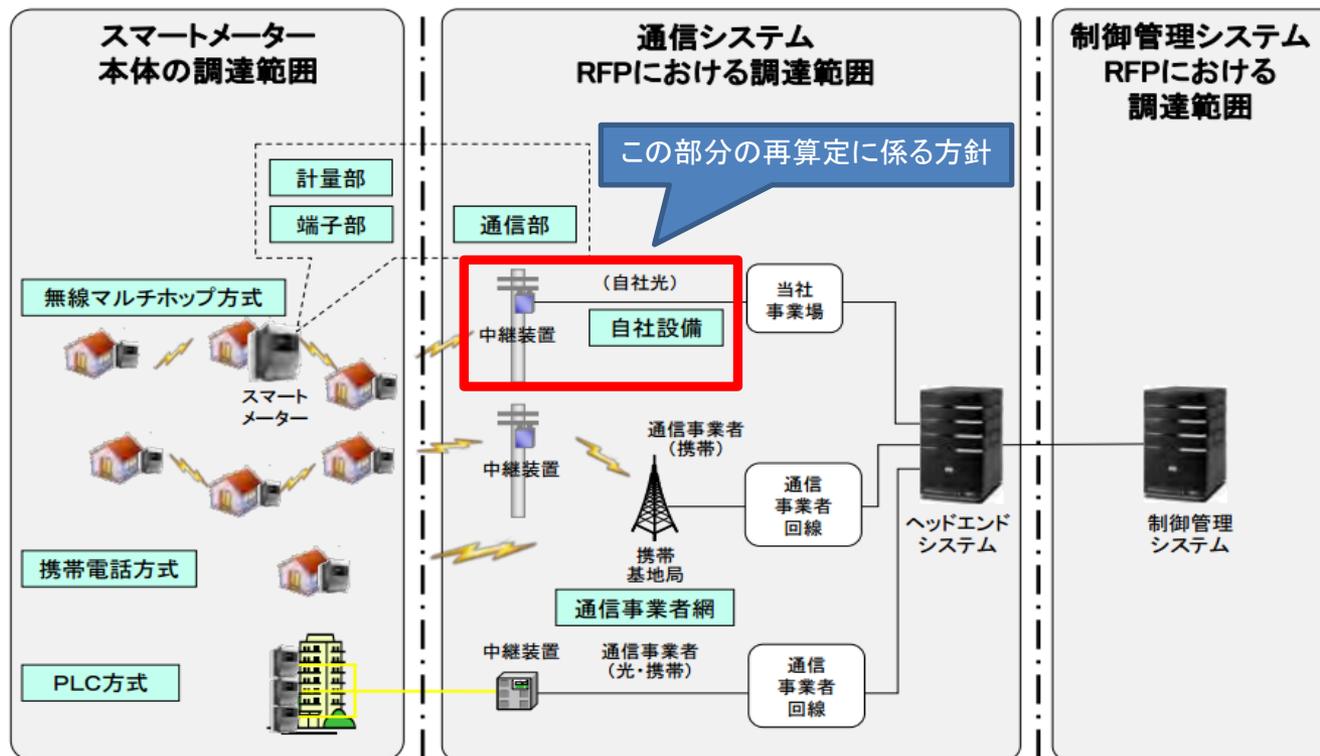
○「通信システムRFP」の結果、影響を受ける件名全てについて再算定。

○「制御管理システムの保守運用に関するRFP」の結果、影響を受ける件名全てについて再算定。

2. スマートメーター関連費用の織込について(論点)

② 自社光ケーブルの設置及び維持管理費用について

- 中部電力は、コストミニマムな通信システムの確保を図る観点から、「他社インフラの活用も含め適材適所で組み合わせる」こととしており、通信システムRFPの結果を踏まえて、自社光ケーブルの新設距離を縮減することとしている。
- 他方、通信システムRFPの結果定まるのは、自社回線を活用する中継装置の台数のみであり、自社光ケーブルの新設距離や敷設する光ケーブルの太さは、今後、中部電力が、詳細設計を行うこととなる。
- この結果、スマートメーター通信などへの活用後も、一部活用できていない部分が生じている光ケーブルの償却費等について、既存の自社設備も含め、査定上、どのように扱うべきか。



2. スマートメーター関連費用の織込について(論点)

③メーターの取替工事費等

- 中部電力は、メーターの取替工事を行う際、通常、事前に需要家を訪問し、工事内容の説明や工事日程の調整、メーターの取付状況の確認を行ったうえで、後日、メーターの取替工事を行っている。
- メーターの取替工事費は、需要家への事前説明、取替作業、移動に要する工数等を積算して算定されるが、1件あたりの取替工事単価は、他社平均よりも高い。
- 今回、中部電力は、スマートメーターの導入に伴い、従来から行ってきた、メーターの取替工事に関する個別訪問・説明に加え、スマートメーターへの取替工事に関する「お知らせ葉書」の郵送を新たに計画し、その増分費用を申請原価に織り込んでいる。お知らせ葉書の内容は、事前訪問の際に説明するものと基本的に同じであり、他社の料金査定においても、こうした費用は想定されていなかったが、査定上、当該増分費用について、どのように扱うべきか。

3. LNGに関する査定について

3. LNGに関する査定について(論点)

- LNGに関する査定について、前回の審査専門小委員会において、「先行他電力と同様の査定方針を適用する」との方向性が確認されたが、織込額の具体的な算定にあたり、以下の点について、どのように取り扱うべきか。
- 原価算定期間中に契約更改等が実施される予定の中部電力のLNG調達契約のうち、改定後の価格が現時点で未決定のものについては、今後、一般電気事業者に対し、非公表を条件に、LNG調達契約に関する報告徴収を電気事業法第106条に基づき行い、その結果をもとに織込価格を算定することでよいか。
- 26年度に価格改定を迎えるものについては、合意済みの更改価格等が現時点で最も低価格なものの価格(いわゆるトップランナー価格)を原価織込価格とすることとなるが、各電力会社の調達努力を阻害しないよう、査定上、トップランナー価格の選定は、申請会社以外のものから行うべきかどうか。
- 27年度以降に価格改定を迎えるものについては、「天然ガス連動価格を一部反映した原価織込価格」とすることとなるが、具体的には、天然ガス価格の市場動向や、一般電気事業者の天然ガス価格にリンクしたLNG調達契約の動向を加味した算定を行うことでよいか。

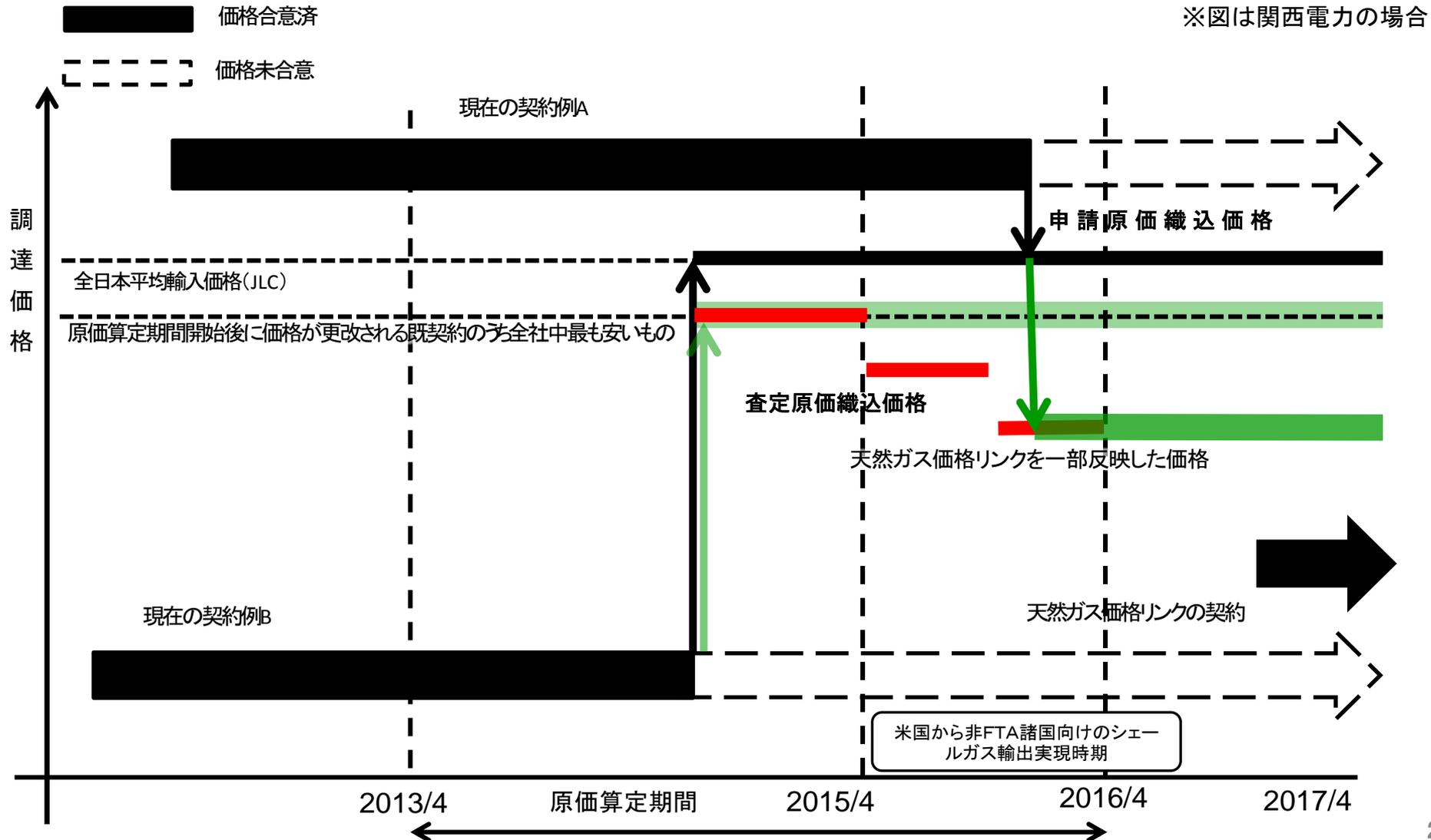
3. LNGに関する査定について(先行他電力の査定①)

【参考】東北・四国・北海道の査定方針(抄)

- 北米におけるシェールガス産出に伴い国際的な天然ガスの需給構造が変化していく中で、今回の原価算定期間以降に輸入されるものではあるが、関西電力や東京電力など我が国企業が、これまでの通例であって石油価格リンクではなく、天然ガス価格にリンクした LNG 調達契約を結ぶといった新たな動きが見られる。さらに今年 5 月には、米国政府から日本向けのシェールガスの輸出許可が得られたところ。
- 今回の申請原価において、東北電力は、改定後価格について、自社が今後取引を開始する合意済の契約のうち最も安い価格として申請原価に織り込んでおり、四国電力は、「マレーシアから日本向けの平均的な価格」であるとして、平成 24 年 10 月～12 月の実績平均で織り込んでいるところ。上記のような LNG 調達をとりまく環境の変化を踏まえ、将来の効率化努力を先取りした調達価格を織り込んだ原価算定を行う。また、四国電力は、自ら価格交渉を行わず、他社の契約交渉の結果が自らの調達価格に反映されることが契約上明らかになっていることから、他社において将来の経営効率化努力が行われることを踏まえた原価算定を行う。
- 具体的には、東北電力については、関西電力・九州電力の査定方針と同様、平成 25 年度および平成 26 年度については、資源エネルギー庁が平成 25 年 3 月に行った電気事業法第 106 条に基づく報告徴収の結果を踏まえ、申請会社以外の一般電気事業者も含め、原価算定期間に契約更改等が実施される長期プロジェクトのうち、合意済みの更改価格等が現時点で最も低価格なものの価格(いわゆるトップランナー価格)を原価織り込み価格とする。加えて、平成 27 年度以降については、契約更改交渉までに十分に交渉のリードタイムがあり、また、米国からシェールガスが非 FTA 締結国に輸出開始が見込まれる時期でもあることから、天然ガス連動価格を一部反映した原価織り込み価格とする。また、四国電力の LNG 長期契約については、マレーシアから日本向けの平均価格で購入するとしているところ、マレーシアから日本向けの長期プロジェクトが今後順次価格改定を迎える際に調達各社がそれぞれ効率化努力を行うことを踏まえた査定を行う。
- スポット購入価格について、東北電力は、直近の平成 24 年 10～12 月の JLC 並みで織り込んでいるが、JLC は我が国の長期契約・スポット契約全体の LNG 輸入価格の平均であり、スポット調達は調達のタイミング等によって価格が大きく変動する面があることから、一般電気事業者全体の平均調達価格を原価織り込み価格とする。また、四国電力は、平成 25 年度及び平成 26 年度分の増量オプション(単年度;6 万トン)を原価に織り込んでいるところ、平成 26 年度分については、申請後に行使を行っていることも踏まえ、既契約扱いとはせず、スポット購入価格として査定を行う。

3. LNGに関する査定について(先行他電力の査定②)

LNG長期契約については、原価算定期間中(2013-2015年度)、2013年度、2014年度は合意済の更改価格等が現時点で全電力会社中最も低価格なものの価格で、2015年度は、天然ガス価格リンクを一部反映した原価織り込み価格を原価織り込み価格とした。



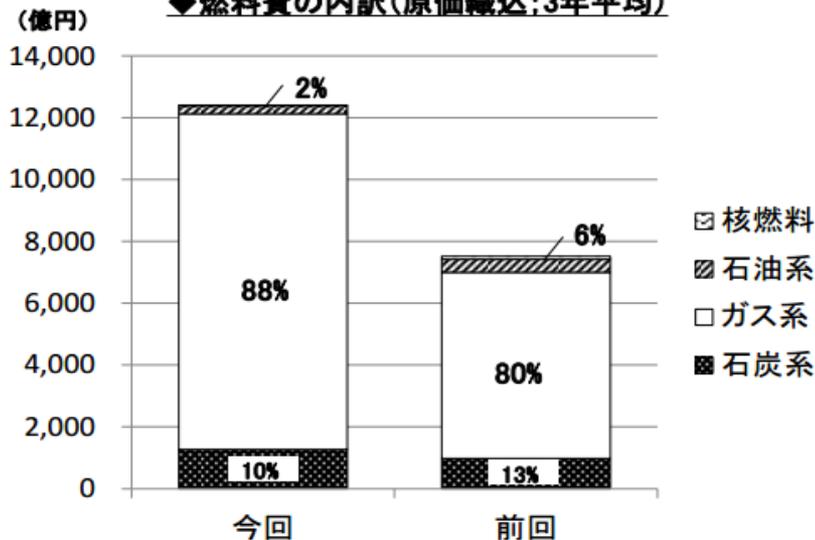
3. LNGに関する査定について(中部電力の申請原価の内訳等)

◆燃料費の算定内訳(今回申請・前回改定の比較)

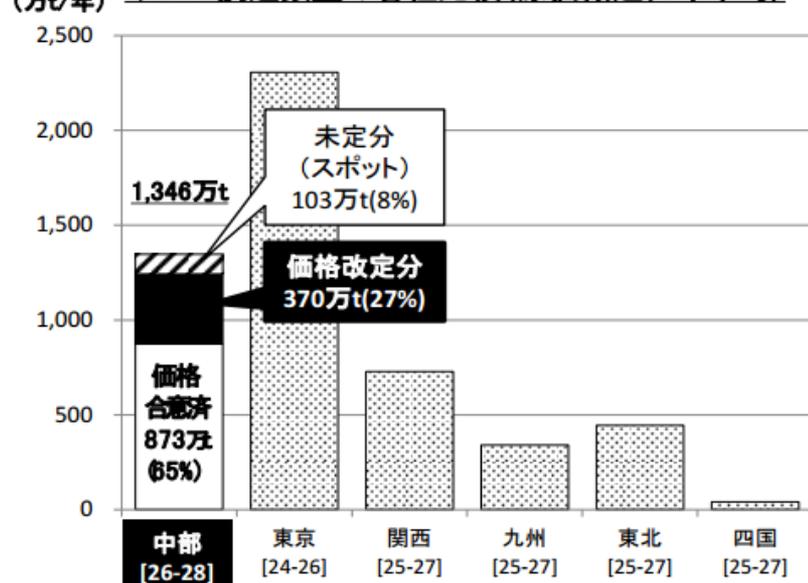
(億円、億kWh、円/kWh)

	今回(H26~H28) A			前回(H20) B			差引 A-B		
	金額	発電電力量	単価	金額	発電電力量	単価	金額	発電電力量	単価
水 力	-	86	-	-	97	-	-	▲11	-
火 力	12,384	1,146	10.81	7,415	969	7.65	4,969	177	3.16
石 油 系	261	14	19.09	421	25	16.96	▲160	▲11	2.13
ガ ス 系	10,857	845	12.85	6,017	656	9.18	4,840	190	3.67
石 炭 系	1,266	287	4.41	976	288	3.39	290	▲2	1.03
原 子 力	20	39	0.50	100	255	0.39	▲80	▲216	0.11
新 工 業	-	1	-	-	0	-	-	1	-
自 社 計	12,403	1,272	9.75	7,514	1,321	5.69	4,889	▲49	4.06

◆燃料費の内訳(原価繰込:3年平均)



◆LNG調達数量の各社比較(原価繰込:3年平均)



◆至近の調達価格実績と原価繰込価格水準

